

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和7年12月5日  
こども家庭庁成育局保育政策課

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案について、令和7年10月23日（木）から同年11月21日（金）まで御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<p>遅きに失する対応だとは思いますが、現時点で必要不可欠な経過措置だと考えます。ただし、本件経過措置は、9月16日付のこども家庭庁通知の内容と矛盾するため、地方議会調整の観点から、速やかに全市町村に状況提供すべき事案であると思われるので、全ての国民がパブコメをみていないことを鑑み、適切にご対応ください。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。                      なお、本政令により定める経過措置については、「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の内容と矛盾するものではないほか、「市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置について（周知）」（令和7年9月23日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において地方公共団体宛に周知しております。</p>
2	<p>本経過措置により令和8年度中に条例制定を行う市町村においては、令和8年4月1日事業開始に向けた準備行為を何に基づき行うこととなるのでしょうか？                      つまり、本経過措置を適用する市町村においては、令和7年度においては条例が制定されておらず、また、内閣府令上、令和7年度中から内閣府令を条例とみなす旨の規定もないことから、令和7年度中は確認のための根拠となるものがない状態と考えられます。</p>	<p>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）附則第2項の規定において、同令の公布の日から令和8年3月31日までの間において、内閣府令で定める基準を条例で定められた基準とみなすこととしております。</p>

	<p>このような状態では、令和7年度中から準備行為として確認を行うことはできず、令和8年4月1日からの事業開始ができないことになると考えますが、いかがでしょうか？</p>	
3	<p>制定の内容によれば、仮に市町村が新法第46条第2項の条例を制定しその施行日を迎えたとしても、わざわざ「当該条例で定める日」を当該条例に定めない限り、令和9年3月31日までは新法第46条第3項の内閣府令で定める基準が同条第2項の条例で定められた基準とみなされることになってしまう。</p> <p>条例制定の準備を市町村がしている可能性がある中で、このような条例制定の準備に影響を及ぼしかねない規定の含まれた政令が公布されることには反対である。</p>	<p>ご指摘の「当該条例で定める日」は条例の施行の日を指すものであり、令和8年4月1日施行の条例を定めた市町村においては、本政令による経過措置は適用されません。</p> <p>なお、本政令はあくまで経過措置を定めるものであり、本政令による経過措置の有無にかかわらず、市町村における条例制定の準備は令和8年4月1日に条例が施行できるよう着実に進めていただく必要があると考えています。</p>

その他4件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。